

やまがた農地リフレッシュ&アクション事業実施要領

第1 目的

高齢化や労働力不足、土地持ち非農家の増加等により発生している遊休農地について、新規就農者や地域の担い手や当該農地の所有者が行う再生作業と農地活用の取り組みを支援し、遊休農地の解消及び農業後継者の確保・育成を促進するため、やまがた農地リフレッシュ&アクション事業（以下「本事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 事業実施主体

本事業の事業実施主体は次のいずれかに該当する者とする。

- 1 新たに就農する者又は、認定新規就農者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者）
- 2 本事業の対象農地が存在する市町村が策定した人・農地プラン（「人・農問題解決加速化支援事業実施要綱」（平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知。）第2に掲げる事業により作成するプランをいう。）のうち、実質化されていると市町村が判断し公表している人・農地プランに位置付けられた「今後の地域の中心となる経営体」（以下「中心経営体」という。）又は、本事業の対象農地が存在する市町村が策定した地域計画（農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。）第2に掲げるもの。）に位置付けられた「農業を担う者」（以下「担い手」という。）
- 3 遊休農地を自ら所有する者（地域において農地の再生、利用について合意を得た者に限る。）

第3 事業の内容

本事業のメニュー、補助要件、補助率については別表のとおりとする。

第4 対象農地

本事業の対象となる農地は、以下の要件を全て満たす農地とする。

- 1 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に基づく農業振興地域の農用地区域（同法第8条第1項の農業振興地域整備計画の変更により農用地区域となることが確実と見込まれる区域を含む。以下「農振農用地区域」という。）において、現に耕作に供されておらず、耕作の放棄によって荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地で、かつ簡易な基盤整備等により再生可能な農地及びそれらの農地と一体的に整備する必要がある農地

- 2 貸借権、使用貸借権の設定・移転等によって、事業実施主体へ集積された農地又は事業実施主体が自ら所有する農地

第5 事業実施の手続き

- 1 本事業を実施しようとする者は、別記様式第1号により事業実施計画書を作成し、市町村長に提出するものとする。
- 2 1の提出を受けた市町村長は、これを審査の上、取りまとめて知事に提出するものとする。
- 3 1の事業実施計画書に基づく事業が完了した際には、作業記録や写真等を添付したうえで知事に報告するものとする。

第6 補助金交付決定前の着手

- 1 交付対象事業の着手は、原則として、交付決定通知を受けて行うものとするが、本事業の円滑な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情により、交付決定前に着工する場合には、事業実施主体は、別記様式第2号により、あらかじめその理由を明記した交付決定前着手届を市町村長に提出するものとする。
- 2 1の提出を受けた市町村長は、必要な指導を行った上で知事に提出するものとする。
- 3 交付決定前に着工する場合には、事業実施主体は、事業の内容が明確となり、かつ、補助金の交付が確実となつてから、着工するものとする。また、この場合においても、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

第7 実施基準

本事業の実施は次のとおりとする。

- 1 本事業の積算のうち、労務費の算出に当たっては、「公共工事設計労務単価」を用いるものとする。
なお、労務費のうち、日当等支払分（雇用した者のみ）について、公共工事設計労務単価より安価な日当等の支払がある場合には、実際に支払われた日当等に基づいて算出すること。また、日当等の支払額は、公共工事設計労務単価により算出される額を上限とする。
- 2 本事業について、直営施工で実施する場合の積算に係る労務費のうち「労務提供に係る人件費相当額」（事業実施主体が自ら行う労務費）を総事業費の2分の1までの金額を上限として算入することができる。
- 3 別表の事業メニュー「1 営農定着推進コース」内「(2)営農定着」の実施においては、当該農地に主食用米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたねが作付けされる場合、当該農地が「経営所得安定対策等実施要綱」（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）別紙1の米及び水田の直接支払交付金の交付対象となっている場合は、交付対象としない。

4 本事業を実施した農地について、市町村長は当該農地において5年耕作又は保全するまで、毎年度の耕作状況の確認を行わなければならない。

さらに、当該農地において5年耕作等した後も、市町村長は引き続き、農地の利活用が継続されるように努めるものとする。

なお、市町村長は、耕作状況の確認結果（耕作が行われていない場合の指導内容や今後の耕作再開の見通しを含む。）について、別記様式第3号により、その結果を確認した年の翌年1月31日まで知事に報告するものとする。

第8 助成

県は、予算の範囲内において、本事業の実施に要する経費について、別に定めるところにより市町村に対して助成するものとする。

第9 その他

本事業の実施につき必要な事項については、この要領に定めるもののほか、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年4月3日から施行する。

別表（第3関係）

事業メニュー	補助対象事業の内容	事業要件	補助率
1 営農定着推進コース	<p>(1) 再生作業 障害物除去、深耕、整地、これらの作業と併せて行う土壌改良（肥料、有機物資材の投入、緑肥作物の栽培）、簡易な排水対策 等</p> <p>(2) 営農定着 再生農地における営農資機材等の調達、導入作物の絞り込み、適性確認 等</p>	<p>補助要件は、次に掲げるすべての要件を満たすこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業費が 200 万円未満のものであること 2 事業の実施にあたっては、直営施工の作業を含むこと 3 県の補助とは別に、市町村が事業費の 1 / 4 以上を補助すること 4 事業完了後 5 年以上耕作又は保全すること 	<p>補助金の補助率は事業費の 1 / 4 とする。</p>
2 粗放的利用推進コース	<p>(1) 再生作業 障害物除去、深耕、整地、これらの作業と併せて行う土壌改良（肥料、有機物資材の投入、緑肥作物の栽培）、簡易な排水対策 等</p> <p>(2) 粗放的利用 蜜源・緑肥・景観・資源作物等の種苗の購入、定植作業 等</p>	<p>補助要件は、次に掲げるすべての要件を満たすこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業費が 200 万円未満のものであること 2 事業の実施にあたっては、直営施工の作業を含むこと 3 県の補助とは別に、市町村が事業費の 1 / 4 以上を補助すること 4 事業完了後 5 年以上耕作又は保全すること 	<p>補助金の補助率は事業費の 1 / 4 とする。</p>